

静岡市における債務負担行為等に係る建設工事の前金払等の取扱要領

(趣旨)

- 1 この要領は、静岡市が発注する債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る、2年以上にわたる建設工事の前金払等の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の範囲)

- 2 前払金の総額は、静岡市建設工事執行規則（平成 15 年静岡市規則第 48 号。以下「規則」という。）第 47 条第 7 項の規定により算出した前払金額以内とし、各年度の前払金は、前払金の総額に当該年度の歳出予算（当該歳出予算の額に他の関連する工事の予算額が含まれている場合は、これらの関連工事予算相当額を除いた額）の請負代金額に対する割合を乗じて得た額とし、年度ごとに支払うものとする。

(前払金の支払方法)

- 3 各年度ごとの前払金は、初年度においては、契約締結後受注者の請求により支払い、次年度以降においては、当該各年度に支払うものとする。この場合の請求、支払手続は、規則第 47 条第 2 項に定めるところによるものとし、当該年度末（最終年度は、工事の完成期限）を保証期限とした保証証書を年度ごとに提出させる。

(前払金の償却方法)

- 4 各年度に分割して支払った前払金は、規則第 50 条の規定による部分払及び第 45 条の規定による完成払において償却する。この場合において、最終年度を除く各年度の前払金は、その全額を当該年度末までに償却するものとする。

(部分払の出来形の率及び回数)

- 5 この要領の適用を受ける建設工事の部分払については、規則第 50 条第 1 項ただし書中「市長が特に認める建設工事」とあるのは「債務負担行為等に係る 2 年以上にわたる工事」と、同条第 7 項ただし書中「市長が特に必要があると認めたとき」とあるのは「債務負担行為等に係る 2 年以上にわたるもの」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(請負契約書の特約条件)

- 6 請負契約書には、請負代金額の支払及び前払金の支払等について、別紙 1 又は別紙 2 による契約条件を付するものとする。

(適用除外)

- 7 国又は県の補助を受けて施行する建設工事で、当該補助に係る補助要綱等において、前払金の取扱いについて特別の定めがあるもの及び市単独工事で市長が特に必要と認めたものについては、前各項の規定を適用しないことができる。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 1

特に定めた契約条件（2年にわたる場合）

- 1 この工事は、 年度から 年度にわたるものである。
- 2 年度の支払は、¥ 円を限度とし、残額は、 年度に支払う。
ただし、 年度の支払総額は、工事の出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品に相当する請負代金相当額の10分の9（又は10分の10）以内とする。
- 3 前払金は、 年度に¥ 円を支払い、残額は、 年度に支払う。
受注者は、前払金を受けようとする場合、保証証書（ 年3月31日（ 年度は、工事の完成期限）を保証期限とした公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の発行する保証証書をいう。以下同じ。）を発注者に提出しなければならない。
- 4 中間前払金は、 年度に¥ 円、残金は 年度に¥ 円の支払を請求することができる。
受注者は、中間前払金を受けようとする場合、保証証書を発注者に提出しなければならない。
- 5 年度の前払金及び中間前払金（以下「前払金等」という。）は、 年度末までにその全額を償却するものとする。
- 6 発注者は、予算上の理由等により、第2項から第4項までの支払限度額及び前払金等の額を変更することができる。

別紙2

特に定めた契約条件（3年にわたる場合）

- 1 この工事は、 年度から 年度にわたるものである。
- 2 年度の支払は、¥ 円を限度とし、残額は、 年度以降に支払う。
ただし、最終年度を除いた各年度の支払総額は、工事の出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9（又は10分の10）以内とする。
- 3 前払金は、 年度に¥ 円を支払い、残額は、 年度以降に支払う。
受注者は、前払金を受けようとする場合、保証証書（各年度末（最終年度は、工事の完成期限）を保証期限とした公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の発行する保証証書をいう。以下同じ。）を発注者に提出しなければならない。
- 4 中間前払金は、 年度に¥ 円、残額は 年度以降に支払を請求することができる。
受注者は、中間前払金を受けようとする場合、保証証書を発注者に提出しなければならない。
- 5 年度以降の支払限度額並びに前払金及び中間前払金（以下「前払金等」という。）の額は、各年度当初に発注者が、当該年度の予算により定めるものとする。
- 6 最終年度を除いた各年度の前払金等は、当該年度末までにその全額を償却するものとする。
- 7 発注者は、予算上の理由等により、第2項から第5項までに規定する支払限度額及び前払金等の額を変更することができる。